

外国にルーツを持つ子どもの特別の教育的ニーズと支援

－多文化共生を尊重した多様な支援の在り方の検討－

長樽 涼子

キーワード：外国にルーツを持つ子ども、特別の教育的ニーズ、多文化共生

1. はじめに

日本の人口は2008年をピークに減少傾向にあり、「人口減少の社会」という新たな局面を迎え、その一步を踏み出した。これにより問題となるのが、日本の生産労働人口の減少と経済の停滞である。亀田進久氏は、『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』（2008年）の中で、将来、人口減少が一段と進むと推測し、外国人労働者の受入れ拡大も真剣に議論する時期に来ていると指摘した¹。

法務省入国管理局も現在、第5次出入国管理基本計画²を策定し、基本方針として、経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れることや、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れを幅広い観点から政府全体で検討していくこと等を掲げる。更に、厚生労働省の調査では、日本に占める外国人人口の割合は、1980年代半ば以降に急激な変動を示し、近年では概ね入国超過の傾向を示す³。特に、東京、愛知、大阪など産業が盛んな都市部に集中する傾向があることから、今後も日本での就労を目的とした外国人の入国者は増えることが予想される。

このような状況にある中、日本には1980年代以降に入国し長期滞在するいわゆるニューカマーと呼ばれる人々の存在がある他、国際結婚をする人々も増えている。それらの層では、現在緩やかな定住傾向が進んでいる。法務省の統計では、2017年6月末日までの在留外国人の確定値は247万1,458人で、前年度より8万8,636人(3.7%)増加している⁴。彼らの中には、日本で家族と安定した生活を送りたいと望む者が多い。しかし実際には、在留資格の審査や更新に条件があり⁵、例えその条件を満たしても、文化や生活習慣、信仰等の違いから、生活の様々な場面で困難や問題に直面するケースが多い。

外国にルーツを持つ子どもの問題に関してみれば、日本語の理解や母語の喪失などの言語に関する大きな壁が立ち上がる。それは、コミュニケーションに支障をきたすことや、学習面での遅れを生じさせることに繋がる。また、周囲に馴染めずいじめ

の被害者となることもあるだろう。それらの状況が継続または悪化すれば、不登校や引きこもりに繋がる恐れもある。また教育現場では、親の不安定な就労環境に伴い不就学児童の問題も課題となっている。

本稿では、外国人入国者の増加を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもとその親が直面する問題に焦点を当て、その現状を論考する。そして、特別の教育的ニーズの把握と支援の在り方について考えたい。

2. 外国にルーツを持つ子どもの「特別の教育的ニーズ」について

筆者は過去2004～2007年にかけて、関西圏で、就学児童の通常学級における特別支援教育事業に関わった経験があり、通常学級に在籍する発達障害や軽度知的障害を有する児童の学習支援を行った。しかし、担当する児童の中には、これらの障害がないにも関わらず指導対象となる子どもが数人含まれた。そのひとつに、外国にルーツを持つ子どもの学習支援が挙げられる。彼らは、両親とも或いは一方の親が外国籍という事情を抱え、日本では幼いながら日本語と母語を中心とした生活を送る。発達上、多くの語彙を習得する時期に、不安定な言語獲得がもとで周囲に思いをしっかりと伝えられないことや、流暢な日本語会話は出来ても識字困難があることが学校生活の妨げになるとして、支援を求められたのだ。

その後、改正教育基本法のもと教育振興基本計画⁶が2008年に策定され、「特別なニーズに対応した教育の推進」として、「特別支援教育の推進」と「外国人児童生徒の教育及び海外子女教育の推進」が示された。

それによると、特別支援を必要とする子どもの対象は、主に発達障害や軽度知的障害をはじめ、その他の様々な障害を有する子どもが中心である。小学校には「通常の学級」のほか、障害種別による少人数学級で個に応じた教育を行う「特別支援学級」、通常の学級に在籍しながら障害種ごとに支援を受ける「通級指導教室」がある⁷。そして、外国にルーツを持つ子どもの教育に関しては、特別支援教育とは異なる「特別の教育的ニーズ」と捉え、受入れ体制の整備や母語の話せる支援員の確保が行われた。現在、教育振興基本計画は第2期目の終盤を迎えているが、きめ細かな支援体制の整備や個々の実態に即した日本語指導、教員や支援員の資質向上が課題となっている。

これを踏まえると、外国にルーツを持つ子どもの場合、家族構成や生育歴等のほか、文化や習慣の違いを尊重しながら教育的ニーズを把握する必要がある。更に、支援のうへでは、それらの違いを認める多文化共生の観点が重要であろう。

3. 言葉の定義

本稿では、外国にルーツを持つ子どもを、「国籍にかかわらず、父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である子ども」⁸と定義する。これには日本国籍を有する子も含む。また、この問題に関する支援を行う際には、多文化共生の観点も重要になると考え、総務省が発表した多文化推進に関する研究会とその報告書⁹をもとに、多文化共生を「国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義する。

4. 在留外国人統計における登録児童数

法務省「平成29年6月末現在における在留外国人数について(確定値)」をもとに、0歳から18歳までの登録児童数を表1にまとめる。現在の登録児童数の確定値は27万8,472人である。但し、ここに日本国籍を有する児童は含まれないため、潜在的な児童数も含めると実際は公表されている確定値より多いことが予想される。

表1 在留外国人(登録児童数)確定値

年 齢	性別・男	性別・女	年 齢	性別・男	性別・女
0	8,144	7,794	10	6,273	6,013
1	8,853	8,490	11	6,108	5,708
2	9,248	8,530	12	5,967	5,725
3	8,706	8,164	13	5,785	5,440
4	8,719	8,234	14	5,819	5,508
5	8,341	7,567	15	6,067	5,773
6	7,481	6,951	16	6,844	6,343
7	6,990	6,507	17	7,623	7,233
8	6,699	6,599	18	12,587	12,587
9	6,626	6,426	計	142,880	135,592

法務省「平成29年6月末現在における在留外国人数について(確定値)」をもとに筆者作成

5. 外国にルーツを持つ子どもと親の現状の整理

青少年問題調査研究会「外国人の子ども・若者支援セミナー」(内閣府)を参考に、外国にルーツを持つ子どもとその親が日本で生活する上で抱えやすい問題の現状を表2にまとめる。同研究会において田中宝紀氏が、外国にルーツを持つ子どもと親の現状を、「ことば」、「教育」、「家庭・生活」、「心と体」の4点から述べている。

表2 外国にルーツを持つ子どもとその親が抱えやすい問題

1)ことば

- ・学習機会／学習支援機関が不足している
- ・生活言語や学習言語などの日本語の力が不十分
- ・母語発達支援機会が不足
- ・母語喪失ケースの場合、保護者との会話が成立しない

2)教育

- ・学校内でのサポート機会が少ない
- ・学習についていけない
- ・いじめ、不登校
- ・進学機会が小さい、中退率が高い

3)家庭・生活

- ・日本への定住・永住志向
- ・外国人シングルマザー
- ・経済的に困窮している家庭が多い
- ・親が夜勤／きょうだいが「子育て」をしているケース
- ・基本的な生活習慣／食事に乱れが見られるケース

4)心と体

- ・非自発的来日の場合、反発・異文化不適應の可能性が高まる
- ・家庭内の言語状況により、心身が不安定化する
- ・非行・犯罪・10代での妊娠などリスクが高い

田中宝紀「外国にルーツを持つ子ども・若者支援」内閣府青少年問題調査研究会「外国人の子ども・若者支援セミナー」(平成26年8月4日付)資料より筆者作成

「ことば」の現状については、学習機会や学習支援機会が不足しており、日本語で生活言語は喋れても、抽象的・概念的な思考を司る学習言語が使えない子どもが多いという。また、母語発達支援機会が不足していることから、母語教育が難しく母語喪失の状態を招きやすい。特に、親が日本語を喋れない場合は会話が成立しないため、親

子関係に問題が生じやすい。子が母語と日本語の両方を理解できる場合は、親のために通訳をしなければならず負担が大きい。その一方で、母語と日本語の両方が中途半端な理解にある子どもは、意思疎通できる言語を持ち合わせない。

次に、「教育」の現状では、日本語の理解と学習理解は直結しやすいため、日本語が理解できないと学習についていけないという現状がある。また、見た目の違いから、いじめの被害者になる場合が多いという。このような時に、外国にルーツを持つ子どもへの学校内のサポート機会が少ないことが指摘される。

「家庭」の問題は複雑であり、「心と体」の問題にも影響することが予想される。現状としては、近年日本への定住や永住志向が強くなっている中、外国人シングルマザーが増加している。ひとり親家庭の場合、親が安定した職につけず不規則な就労を強いられることもあり、家庭内で子がきょうだいの世話を一手に任せられ子育てを担う現状がある。また、経済的に困窮しやすく、基本的な生活習慣や食生活の乱れから栄養状態の悪いことも指摘される。親が日本人と再婚するケースも多く、非自発的な来日¹⁰を余儀なくされた子の場合、親への不満を持ちやすい。田中氏によると、思春期に親の再婚を経験した子で非自発的な来日をした場合、慣れない環境での義理の親との生活と日本語習得の困難さから家出に発展するケースも見られるという。しかし、自立を図ろうとしても、日本の労働や雇用条件、社会全体に関する知識が不足していることが自立就労の妨げとなりやすく、相談できる相手もいないことから、非行や犯罪、10代での妊娠などの心と体の問題が10代の子どもに重くのしかかる。

6. 支援の在り方を考える

前節では、外国にルーツを持つ子どもとその親が直面する問題について現状を述べてきた。これを踏まえたうえで、本節において多様な支援の在り方について論考する。留意すべきは、外国にルーツを持つ子どもたちの教育的支援ニーズを把握する際に、国や文化の習慣を考慮し多文化共生の立場に立つことである。

総務省は、地域における多文化共生推進プランを各都道府県宛てに提示し、地域における多文化共生の具体的な施策として、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制の整備の4点を示した。その中の「②生活支援」に示される教育の事項を以下に抜粋する¹¹。下線部分は、筆者が特別の教育ニーズに合わせた支援の在り方で特に重視したい箇所である。

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の過程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組み

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組みを促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組みを講じること。

オ. 進路指導および就職支援

外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化

各種学校および準学校法人の許可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

(文中の下線は筆者によるもの)

[学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供]

就学案内や援助制度などの情報は、主に保護者が得る機会が多い。近年では、韓国、朝鮮、ブラジル出身者が減少する一方で、フィリピン、ベトナム、ネパールなど東南アジア・南アジアなどの出身者が急増している¹²。日本語理解が不十分な状態で来日するケースもあることから、親の日本語理解が不十分な場合、出身地の言語で対応することが望ましい。従って、情報提供は地域の実情に合わせた多様な言語で行うことが望まれる。

[日本語の学習支援]

外国にルーツを持つ子どもを学校内でサポートできる機会が少ないことが指摘されている。加配教員の配置だけでは学習機会が限定されるため、NPOやNGOといったボランティア団体と連携した学習支援が望ましい。また、言語学習に関しては、母語の喪失によって親とのコミュニケーションに困難を持つ子どもがいることから、母語による学習サポートを課外の補習として行うことも必要である。

ただし、一日の生活の流れから、子どもが集中できる時間とリラックスする時間のバランスを配慮し、過度な負担の学習とならないよう工夫が必要である。

[不就学の子どもへの対応]

学業不振やいじめ、経済的困窮、非自発的来日への反発、不適応など、外国にルーツを持つ子どもたちが不就学になる理由は様々である。個々の子どもが抱える事情を受け止め、彼らが安心できる居場所を提供することが求められる。それは時に学校以外の場所でもよい。各自治体は、不就学の子どもへ学びを提供する団体等と連携し、様々な形の教育環境の整備と情報提供が求められる。

[多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進]

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進することが外国にルーツを持つ子どもの理解にも繋がる。「多文化共生の推進に関する研究会報告書」^{*}では、JETプログラムの国際交流員の活用なども提案される。^(^{*}脚注8を参照)

[幼児教育制度の周知および多文化対応]

文化や習慣の違いから生じる就学後の親子つまずきを少なくするため、保育所とも連携しながら幼児教育制度の情報提供に努めることが望ましい。しかし、経済的事情や、ひとり親家庭などの実情もあり、幼児教育制度の利用が困難な場合は保育所が幼児の教育を担うこととなる。

筆者は過去に、ブラジルやペルーからの出稼ぎ労働が多い東海地方に住んだ経験があるが、ある自治体では、日系ブラジル人の保育士が母語に対応した幼児教育を行っていた。非常勤勤務で周辺のいくつかの保育所に巡回し、定期的に母語に対応した支援を行っているということだった。その保育士が園に来る日は、外国籍の子ども達も母語で対応してもらえることから、気持ちも落ち着きトラブルが少ないと評判であった。この事例のように、言語や習慣面での配慮を行い、外国にルーツを持つ子どもの幼児教育に取り組むことも、ひとつの支援の在り方と言えるだろう。

まとめ

本稿では、外国にルーツを持つ子どもの「特別の教育的ニーズ」を把握し、多文化共生を尊重した多様な支援の在り方について検討を試みた。

在留外国人統計では、日本に27万人以上の児童登録があり、潜在的な児童数も含めると、外国にルーツを持つ子どもの数はこれより多いことが予想された。近年、海外からの入国者数および在留外国人の数は超過傾向にあり、外国にルーツを持つ子どもの数は今後も増加すると予想される。更に、在留外国人の定住および永住志向が高まる中、その子ども達の教育と自己実現の機会提供が喫緊の課題となっている。従って、「特別の教育的ニーズ」を持つ幼児、児童及び生徒数は今後も増えることだろう。

また本稿では、外国にルーツを持つ子どもとその親が抱えやすい問題を整理し、「地域における多文化共生推進プラン」をもとに、支援の在り方を考えた。2016年には、地域における多文化共生推進プラン策定から10年が経過し、2017年にその成果をまとめた事例集が発表されている。今後は、それらの事例も参考に、より具体的な支援を検討することが課題である。

最後になったが、筆者が数年前に住んだ東海地方は、日本を代表する工業地帯が形成され、自動車産業が経済の中心を担う地域であった。中国・韓国のみならず、ブラジルやペルー、遠くはインドからの出稼ぎ労働者も住む地域である。彼らの多くは、見知らぬ土地に越してきた筆者を無条件に受け入れ、対等な関係で接してくれた。ま

た、今も親交のある数人は、文化的な違いを認め合い、共に日本で能力を発揮し仕事に励んでいる。ところが、このように対等な関係であるはずの彼らが情報交換の場を求め、週末深夜のファミレスに集団で集まる光景が今も印象に残る。小さな子どもから大人まで、その時ばかりは日本人に気兼ねすることなく、その空間が一時の母国となる。国際化する日本社会において、外国にルーツを持つ人々が気軽に支援を求め、情報交換できる場所と人の繋がりがまだ足りないことを実感したエピソードである。

今後も、多文化共生を尊重しながら支援のニーズを捉えることで、より良い社会を目指したい。

-
- 1 亀田進久「人口減少時代の到来と外国人問題－調査の課題と趣旨－」、国立国会図書館調査及び立法考査局「人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書」、3－8頁、2008年。
 - 2 法務省『第5次出入国管理基本計画』、2015年。
<http://www.moj.go.jp/content/001166991.pdf>
 - 3 厚生労働省「国際人口移動及び国内人口移動の概況(人口の社会動態)」、『平成27年度版厚生労働白書』、38－42頁、2015年。
 - 4 法務省「平成29年6月末現在における在留外国人数について(確定値)」報道発表資料、平成29年10月12日
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00068.html
 - 5 日本の在留資格は27種類あり、帰化や永住権を得ない限り殆どの場合5年以内の在留期間が設定され、定期的な更新が必応となる。就労を目的として日本に渡る者の家族の場合、「家族滞在」の資格が適応される。その他、日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者は「日本人の配偶者等」、永住者等の配偶者又は永住者の子として本邦で出生しその後引き続き在留している者には「永住者の配偶者等」の在留資格が適応される。両者とも在留期間があることから定期的な更新が必要となる。定められた条件を満たすことで帰化や永住権を得られる。
 - 6 教育振興基本計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、日本の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府が策定する計画である。第2期の教育振興基本計画は平成25年6月14日付けで閣議決定しており、その対象期間は平成25年度から平成29年度までとされる。
 - 7 林恵「小学校・特別支援学校との連携」、野田敦史・林恵編『学ぶ・わかる・みえるシリーズ保育と現代社会 演習・保育と障害のある子ども』、みらい、228頁。
 - 8 田中宝紀「外国にルーツを持つ子ども・若者支援」、内閣府青少年問題調査研究会『外国人の子ども・若者支援セミナー』、平成26年8月4日付
<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/mondai/index.html>
 - 9 総務省『多文化共生推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』、2006年3月。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000400765.pdf
 - 10 田中宝紀氏によると、非自発的来日とは、親が外国に残してきた子どもを日本に呼び寄せることを指す。
 - 11 総務省「地域における多文化共生推進プラン」(総行国第79号)、平成18年3月27日付け
www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf
 - 12 総務省『多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年共に拓く地域の未来』、2017年3月。
www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf